別記第２号様式（第６条関係）

共同研究実施契約書

　共同研究の実施について、　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と公立大学法人山口県立大学（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結した。

（目的）

第１条　甲及び乙は、次に掲げる研究（以下「共同研究」という。）を共同して実施する。

(1) 共同研究に係る課題

(2) 共同研究の目的及び内容

（実施期間）

第２条　共同研究の実施期間は、 　　年　　月　　日から 　　 年　　月　　日までとする。

（共同研究負担金）

第３条　甲及び乙は、共同研究の実施に当たって、共同研究に要する経費として、次に掲げる金額をそれぞれ負担するものとする。

　甲　　　　金　　　　　　　　円

　乙　　　　金　　　　　　　　円

　合計額　　金　　　　　　　　円（消費税及び地方消費税を含む。）

２　甲は、前項の規定により甲が負担すべきものとされた経費（以下「共同研究者負担金」という。）を乙が発行する請求書により乙が指定する期日までに乙に支払わなければならない。

（共同研究の中止及び損害賠償）

第４条　甲又は乙は、天災その他やむを得ない事由により共同研究の継続が困難となったときは、相手方と協議の上、共同研究を中止することができる。

２　前項の場合において甲又は乙に損害が生じても、甲又は乙は、相手方に対して賠償する責めを負わないものとする。

（共同研究費の変更）

第５条　共同研究の実施期間中において、研究内容の変更、共同研究の中止等により共同研究者負担金に変更が生じたときは、遅滞なく、甲乙協議の上、この契約を変更するものとする。

（研究成果の報告）

第６条　甲又は乙は、共同研究を終了し，若しくは中止し、又は共同研究の実施期間が満了したときは、遅滞なく、共同研究に関する成果報告書を作成し、相手方に報告するものとする。

（研究成果の公表）

第７条　甲又は乙は、共同研究の実施期間中において、研究成果を第三者に知らせようとするときは、相手方の同意を得なければならない。

第８条　甲又は乙は、共同研究の実施期間が満了したときは、研究成果を公表することができる。ただし、相手方から業務上の支障が生じるおそれがあるなどの正当な理由を明示した書面により研究成果を公表してはならない旨の申入れがあったときは、その全部又は一部を公表しないものとする。

（特許の出願）

第９条　乙は、山口県立大学の教員で共同研究に従事したもの（以下「共同研究従事者」という。）が共同研究を実施した結果独自に発明を行ったときは、甲及び当該共同研究従事者と協議の上、当該発明に係る権利の持分を定めるものとする。

２　乙は、前項の発明に係る特許を受ける権利を当該共同研究従事者から承継した上で独自に特許を出願しようとするときは、あらかじめ、甲の同意を得るものとする。

３　甲又は乙は、共同研究従事者と甲に属する研究者とが共同研究を実施した結果共同して発明を行ったときは、相手方、当該共同研究従事者及び当該研究者と協議の上、当該発明に係る権利の持分を定めるものとする。

４　甲又は乙は、前項の発明に係る特許を受ける権利を当該共同研究従事者又は当該研究者から承継した上で特許を共同して出願しようとするときは、相手方と特許の共同出願に関する契約を締結するものとする。

（準用）

第１０条　前条の定めは、実用新案権及び実用新案登録を受ける権利並びに意匠権及び意匠登録を受ける権利について準用する。

（疑義の解決）

第１１条　この契約について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

（履行の決定）

第１２条　前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

　　以上の契約締結の証として、この証書２通を作成し、双方記名押印の上、各自１通を保有する。

　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙　公立大学法人山口県立大学

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　理事長